総務文教常任委員会活動レポート

開　催　日：令和５年２月１０日(金)
開催場所：１・２号委員会室

教育委員会

１．中標津農業高校損害賠償請求事件に係る和解について

令和５年１月30日付で相手方から和解案を受け入れる意向が示されたことが報告されました。

２．中標津町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』に基づき、平成20年度から毎年度点検・評価を行っており、今年度は「第７期中標津町総合計画」に基づき、令和３年度に取り組まれた主要施策の14施策を対象として外部評価委員により評価が行われました。

【主な質疑】

委員：小中一貫教育の町内学校の進捗状況はどのようになっていますか？

担当：計根別学園は小・中学校一つの学校として順調に進んでいます。中標津学園と旭が丘学園については、コロナ禍の中で両校の交流が思うようにできなかった部分があります。今後、新型コロナ感染流行の動向を勘案しながら、積極的に進めていきたいと考えています。

委員：青少年問題協議会が開催されていません。条例には町議も含めてとありますが、協議会メンバーはどのようになっていますか？

担当：ここ数年、コロナ禍で開催していません。今後、発展的な枠組みで体制の検討を進めているところです。

３．中標津町育英資金について

令和４年度から町の人口減対策として、要件を満たせば返済不要となる「定住促進貸付金」が創設されたことについて、既存の「修学資金」「入学一時金」と合わせて運用状況について説明を受けました。定住促進については下表を参照してください。

学校種別	高　　　校	高等専門学校	専修学校・短大・大学
修学資金	年額２４０，０００円以内（月額２０，０００円以内）		
選考期間	学業成績・所属家計の所得額・作文		
貸付期間	正規の最短修業期間		
償還方法	町内に５年以上定住及び地元就職した場合は、定住促進貸付金全額の免除。		
	卒業後、５年以上定住及び地元就職しなかった場合は、貸付期間終了後１年間を据え置き、10年間の範囲内で償還。		

【主な質疑】

委員：選考基準に達していなく、これまで貸付けできなかったことはありますか？

担当：過去６年間では申請を受け貸付できなかったことはありません。

委員：町外在住者で、卒業後、中標津で暮らしたいという方は支援の対象になりますか？

担当：対象にはなりません。

委員：高校３年間の貸付を受け、大学等進学のため継続して貸付を受けることは可能ですか？

担当：これまでの修学資金同様、継続しての貸付は可能です。

４．給食センターについて

１月の委員会報告以降、新たに調理員２名から申し込みがあり、４月からは定員 12 名で稼働できる見通しであることが報告されました。

総　務　部

１．改正個人情報保護法の施行について

令和５年４月１日、国の個人情報保護に関する法律が改正されることに伴い、町の個人情報に関する条例の見直しを行い、改正、廃止、新規制定することについて説明を受けました。

２．地方公務員の定年の引き上げについて

少子高齢化が進む中、能力・意欲のある高齢期職員の経験を活かすこと、及び 60 歳以降の多様な働き方に対応するため、令和３年に国家公務員の定年が引上げとなったことから、地方公務員についても同様の措置が講じられます。

引き上げは、令和５年４月から令和 14 年にかけて、２年に１歳ずつ 65 歳まで段階的な引き上げとなる予定です。

３．町税について

令和４年度の町税決算見込み額 35 億 1,274 万９千円であるのに対し、コロナ禍や物価上昇、酪農家の生乳生産抑制などにより、令和５年の町税をどのように見込んでいるのか説明を求め、個人町民税と固定資産税において増加が見込まれるとの説明を受けました。個人町民税は、営業・農業所得の減少が見込まれる一方、人材確保の賃上げ傾向が見られ全体として増加の見込み、固定資産税はコロナの特例措置終了により土地の評価額の増加が見込まれ、法人町民税は原材料や燃料高騰の影響が長期化し減少が見込まれるとのことです